

変更箇所 抜粋

第5条（入会資格）本クラブの会員は、次の各号の全てに適合する方に限ります。

第5条-3

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、会員になる事が出来ません。

- ①暴力団員または暴力団と密接な関係にある方
- ②タトゥー・刺青(判別がつかないペインティングを含む)のある者で施設内においてタトゥー・刺青をすべて表に出さない事に同意出来る方。
- ③前二号に該当すると思われる行動、言動、外見をされている方

追記

第6条（諸会費・諸料金）

- ①会費の納入方法は、毎月6日に当月分月会費をご指定の口座より引き落とし処理を行います。
- ②会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。また理由を問わずこれを返金致しません。(第15条、第24条の場合も含みます。)
- ③諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。
- ④利用回数の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。
- ⑤月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断り致します。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。
- ⑥会費その他の諸支払いを3ヶ月以上滞納し、支払いの督促に応じない場合、会員除名となります。但し、滞納分は未払い金としてご請求させていただきます。

追記

第12条（ビジター）

会員以外の方(以下「ビジター」という)も施設を利用することができます。

ビジターで施設を利用する際には、所定の書類への記入をして頂きます。
ビジターの利用料に関しては別途定めます。

変更

第15条（会員除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を除名できます。

- ①本規定、細則その他会社の定める規則に違反したとき。
- ②本クラブ又は、会社の名誉又は信用が傷つけられたとき。
- ③入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき。
- ④他の会員との協調を欠き、その他設備の管理運営の秩序が乱されたとき。
- ⑤本クラブの設備等を故意に損壊したとき。
- ⑥会費その他の諸支払いを3ヶ月以上滞納し、支払いの督促に応じないとき。
- ⑦入会后、資格条件に該当しない事由が判明したとき。
- ⑧その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき。
- ⑨本クラブ内での営業活動及び販売行為が認められたとき。
- ⑩施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして会社・従業員を著しく困惑せしめたとき。
- ⑪他者に対し、暴力行為・威嚇行為があったとき。
- ⑫注意・勧告を受けても改善・解決しないとき。

追記

上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求を行うことはできません。

第17条（休会・コース変更） ※入会時、2ヶ月間はコース変更不可。

支払方法に関わらず会員が翌月から休会・コース変更をする場合は、休会・コース変更希望月の前月15日までに手続きを行ない、休会・コース変更が可能となります。

休会は年間最大6ヵ月までとなっており、一度のご登録で3ヶ月までご利用頂けます。

登録には休会費¥1,080/月(税込)の支払いが必要となります。

また休会・コース変更希望月の前月15日までに所定の手続きを完了していない場合は、休会・コース変更希望日の翌々月からの扱いとなります。

変更

第27条（発効）本規定は平成28年9月1日より発効とします。

変更

当クラブメンバー各位

平成 28 年 7 月
ライフフィットスポーツ船岡店
マネージャー 加藤 伸隆

利用規定及びビジター料金変更のお知らせ

平素は当クラブをご愛顧頂き誠にありがとうございます。

この度、平成 28 年 9 月 1 日より利用規定の一部変更およびビジター料金の値上げさせていただきます。

利用規定の変更箇所はホームページ上にある「利用規定変更内容一覧」をご確認ください。

ビジター料金は、一般 1,620 円（税込）・学生 1,080 円（税込）とさせていただきます。

ビジター利用者は正会員の規則に則り対応させていただきますので今後当クラブのご利用を検討頂いている方は利用規定をご覧ください。

内容につきましてご不明な点が御座いましたらお問い合わせください。

皆様が快適に過ごし、健康増進と肉体改造に集中出来る環境を目指し今後もスタッフ一同取り組んで参りますの今後ともライフフィットスポーツをご愛顧の程宜しくお願い致します。

敬 具